

独立行政法人評価委員会都市再生機構分科会

(第10回)

日時：平成18年7月26日（水）13：30～15：30

場所：中央合同庁舎3号館 4階特別会議室

開会

【石坂企画専門官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第10回独立行政法人評価委員会都市再生機構分科会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方には、ご多忙の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。私、住宅局総務課民間事業支援調整室の石坂でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、当分科会委員8名のうち、現在6名の委員のご出席をいただいております。したがって、国土交通省独立行政法人評価委員会令に定める会議の開催に必要な定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。浅見委員、黒田委員につきましては、ご都合により、本日ご欠席ということでお伺いしております。

次に、本日の分科会の公開についてでございますが、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則により、独立行政法人の業務の実績に関する評価に係る案件と、それを踏まえて決定することになります業績勘案率の決定に係る案件は、非公開の扱いとなっております。本日の議題は、平成17年度業務実績評価（第2回）について、業績勘案率の決定についての2つとなっておりますことから、本日の分科会は非公開の扱いといたします。

また、議事録に関しましては、これまでどおり各委員にご確認いただいた上、議事要旨とあわせて国土交通省ホームページで公表してまいりたいと考えておりますが、本日の分科会の議事が非公開となっておりますことから、ほかの独立行政法人と同様の取り扱いといたしまして、議事要旨では主な意見のみを公表いたしまして、議事録において発言者名を記載しない等の措置を講じた上で公表させていただきたいと考えております。

それでは、議事に入らせていただきます前に、榊住宅局長から一言ごあいさつ申し上げます。

【榊住宅局長】 委員の皆様方、ほんとうに暑いところ、お忙しい中、どうもありがとうございます。

7月11日付で住宅局長ということでございますので、まだ2週間の新米局長でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の分科会でございますけれども、17年度の業務実績評価と役員退職金につきましては業績勘案率の決定ということでございますので、よろしくお願いいたします。平成17年度の実績評価は、前回、報告をいただいたわけですが、今回は、分科会

長私案を下に、業務実績評価調書の具体評価内容についてご審議をいただきまして、どの評価が適切かを確定していただくこととなります。独法でございますので、中期目標達成に向けて、都市再生機構が着実に業務運営をやっているかどうかを的確に評価していただきたいと思っておりますのでございます。

また、退職金につきましても、業績勘案率の決定ということでございますので、昨年度、退職をいたしました役員を対象に、分科会として、その勘案率がよろしいかどうかを決定いただくことになっております。詳しくは、後ほど、事務局なり都市再生機構のほうから、ご説明をさせていただくこととなりますが、今後の都市再生機構の適切な業務運営ということでございますので、どうぞ積極的なご意見をお願いしたいと存じます。

どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

【石坂企画専門官】 ありがとうございます。

本日は、ただいまあいさつさせていただきました榊住宅局長のほか、松原土地・水資源局長、後ほど出席いただきますけれども、柴田都市・地域整備局長が出席しております。そのほかの出席者につきましては、配付しております座席表をもって紹介とさせていただきますと思っております。

なお、今回の分科会の議事は、先ほど申し上げましたとおり、平成17年度業務実績評価と業績勘案率の決定であり、昨年も、この議事の際には、都市再生機構の役員の方にはご退席していただいていることから、役員の方には、本日、ご出席いただいております。

それでは、早速ですが、本日の議事に移りたいと思います。ここからは、小林分科会長、よろしく願いいたします。

【小林分科会長】 それでは、議事を始めさせていただきますと思います。皆様には、お集まりいただきましてありがとうございます。

最初に、事務局から資料の確認をお願いしたいと思います。

【石坂企画専門官】 それでは、資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料一覧をご覧くださいと思いますけれども、一番上に議事次第、次に座席表、委員名簿、配付資料一覧となっております。

配付資料一覧でございますけれども、ここで、あらかじめお断りさせていただきたいと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、本日の議事は非公開といたしておりますことから、資料についても、一部非公開とさせていただきますと思います。したがって、配付資料一覧のうち、資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料2-2でございます。

れども、委員限りの資料とさせていただきたいと思います。

なお、本日の業務実績評価の結果につきましては、後日、国土交通省独立行政法人評価委員会の木村委員長に報告、同意をいただいた後に、最終的に確定をし、公表をすることになってございます。

それでは、そのほかの資料でございますけれども、委員限りの資料は、先ほど申し上げましたように、資料1-1から資料1-3、資料2-2でございますけれども、資料2につきましては、そのほかにも資料2-1というものがございます。また、参考資料につきましては、参考1-1から1-4の4種類となっておりますのでございます。そのほか、資料3といたしまして、平成18年度年度計画、参考資料として関係法令等も別途つけてございます。

ご不足等がありましたら、事務局のほうまで言っていただければと思います。また、途中で乱丁・落丁等がございましたら、事務局まで、その旨、言っていただければ対応させていただきます。

それでは、お願いいたします。

【委員】 それでは、具体的な議事に入らせていただきたいと思います。

議事(1)でございます。平成17年度業務実績評価(第2回)でございます。これについては、前回、私のほうから提案いたしましたように、本日の提出されている案は、分科会長、私のほうから私案を出させていただきまして、それをもとに、各委員からご意見をいただき、さらに、前回の委員からのご意見も勘案いたしまして、ある意味では、この分科会案という形でまとめさせていただいたものでございます。これについて、まずご説明いただきたいと思いますと思いますが、〇〇委員が14時15分に出なければいけないということで、説明の途中で一度切っていただいて、〇〇委員に、若干ご意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

【事務局】 民間事業支援調整室の●●でございます。ご説明させていただきます。

まず、年度評価の方法についてでございますが、前回の分科会におきまして、ご説明させていただいておりますので、今回は簡単にご説明させていただきたいと思っております。

参考の1-2という資料があろうかと思います。国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針という資料がついてございます。その3ページあたりをご覧くださいと思いますけれども、年度評価につきましては、業務運営評価、総合評価で構成

されてございます。業務運営評価につきましては、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況を評価することになっておりまして、総合評価につきましては、業務運営評価による評定を踏まえまして、中期計画の達成に向けた実施状況を全般的に評価することとされてございます。

4ページをご覧くださいますと、業務運営評価の項目別の評価について記載がございませう。昨年の採点方法につきましては、2点を平均といたしまして、0点から3点までの4段階評価となっておりましたけれども、本年からは、3点を平均とする、1点から5点までの5段階評価とすることとなっております。

中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあるということであれば5点、優れた実施状況であれば4点、着実な実施状況であれば3点、概ね着実な実施状況であれば2点、着実な実施状況にあると認められなければ1点ということになってございます。

それから、5ページに記載がございませう総合評価についてでございますが、昨年あった自主改善努力評価や業務全般に関する意見の欄が改善されてございまして、調書の最後に、総合評価として、評価の要点、業務実績の全体像が明確になるようにするとともに、課題を抽出し、その改善点をご指摘いただくことで、機構の業務運営の向上へ資する評価をしていただくということになってございます。こうした観点から、今回も年度評価をお願いいたします。

それでは、資料1-2に戻っていただきまして、業務運営評価の項目別の評価でございます。前回、ご説明申し上げましたとおり、今回は、項目につきましては26項目ほど、ご評価いただくことになってございます。

資料1-2の表紙をおめくりいただきますと、1ページ目でございますけれども、1つ目として、組織運営の効率化でございます。評定は3でございます。評定理由といたしましては、前年度から着手がなされておりましたチーム制、ユニット制について、本社、支社等の内勤組織のすべてに全面導入されているといったこと。また、課長代理、係長等の役職を廃止するフラット化を実施しておりまして、意思決定の迅速化が図られているということでございます。さらには、経過措置業務の早期の終了に向けて、募集販売本部等の組織体制を強化するための再編が実施されているところでありまして、着実な実施状況にあると認められるということでございます。

ご意見といたしましては、今後も、継続的に事務・事業や組織のあり方について点検、見直しを行いながら、意思決定の迅速化等、組織再編の効果が具体的な成果として顕れる

よう検証を行うべきである、というようなご意見がございました。

2ページにお移りいただきまして、2つ目の事業リスクの管理の項目についてでございます。評価は4でございます。評価理由といたしましては、16年度に試行的に導入いたしました「デシジョンツリー」や正味現在価値の算出などの手法を構築し、これを本格的にすべての新規採択地区、事業実施地区に適用がなされてございまして、地区別のカルテを作ることにによりまして、事業環境の変化、事業スケジュールの変更等の事業執行管理を定期的に確認できることになってございます。その結果として、既に、1地区の事業が中止されてございまして、適切な事業リスク管理が行われているということでございますので、優れた実施状況にあると認められるということでございます。

ご意見といたしましては、事業リスク管理については、今後とも、不採算事業について徹底的に見直しを行うなど、適宜、経済社会情勢を踏まえた把握を行うとともに、手法の精度を高め、機構全体の事業リスク管理の把握を的確に図るべきであるというようなご意見がございました。

続きまして、3ページ目でございますけれども、3つ目の事業評価の実施の項目についてでございます。評価は4でございます。評価理由といたしましては、機構発足時に策定した事業評価実施規程によって、再評価、事後評価、新規採択時評価を実施し、先ほど述べましたように、1地区の事業を中止するなど、事業の必要性の検証をきちんと行っているということ。また、評価手法につきましても、機構の事業特性を反映したものに改良するために、2年間かけて検討を行っておりまして、事業評価実施要領が制定されたところでございます。こうした取組を通しまして、優れた実施状況にあると認められるということでございます。

ご意見といたしましては、引き続き適切に事業評価を行うとともに、実施状況を点検し、必要に応じて実施方法等を機動的に見直すべきであるというようなご意見がございました。

続いて、一般管理費・事業費の削減の項目についてでございます。評価は3でございます。一般管理費・事業費につきましては、5年間で、それぞれ20%削減、25%削減の目標がございます。平成17年度におきましては、平成15年度と比較いたしまして、一般管理費については14.9%削減、事業費につきましても20.2%の削減がなされております。目標実現に向けた取組が着実になされていると認められるということでございます。

それから、総合的なコストの削減の項目についてでございます。評価は3でございます。

理由といたしましては、機構が独自に策定しておりますコスト構造改革プログラムに従いまして、これに着実に取り組んだ結果、14年度と比較して11.6%のコスト縮減を達成できていること。加えて、新たな入札契約方式として、価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式でありますとか、入札参加者が資材の供給価格を競り下げていくリバースオークション方式が新たに導入されておりました、着実な実施状況にあると認められるということでございます。

ご意見といたしましては、今後とも、コストの縮減について着実に取り組み、コストの最小化と得られる効果の最大化を図るよう努めるべきであるというようなご意見がございました。

続いて、4ページに移りまして、入札及び契約の適正化の推進の項目についてでございます。評価は3でございます。理由といたしましては、一般競争入札の対象金額を引き下げることによって、対象を拡大していること。また、入札参加者情報を事後公表する等して、談合防止策を強化していること。それから、先ほどもありましたけれども、リバースオークション方式などの新たな発注方式の導入などによりまして、契約の透明性、公正性の確保が図られているということで、着実な実施状況にあると認められるということでございます。

ご意見といたしましては、随意契約については、業務の質の確保のため、機構の業務に精通している関係法人に当該業務を実施させるべき場合もある一方、国の見直し状況等も踏まえ、そのあり方について検討すべきであるというようなご意見がございました。

それから、積極的な情報公開の項目についてでございます。ホームページについて、ユーザーにとって使いやすいビジネス用物件の検索サイトでありますとか、社会的要請の高い子育て支援サイトといったものを立ち上げておりました、コンテンツの充実が図られております。その結果、アクセス数は、16年度と比べて50%増となっております。

また、UR都市機構ブランドの浸透のために、さまざまな広報活動を展開しているということございまして、認知度も着実に向上しているということでございます。評価は3ということでございます。

ご意見といたしましては、テレビCM等の広報活動については、計画的な実施を図るとともに、その費用対効果の分析を的確に行うべきであるというようなご意見がございました。

5ページ目、大都市における都市再生拠点の整備の項目についてでございます。評価は

4でございます。理由でございますが、民間の都市再生を支援するコーディネート業務に積極的に取り組んだ結果、55件といった目標を立てておったところ、62件の実施がなされているということ。それから、再開発、区画整理、土地有効利用といった面的整備事業でありますとか、道路、公園、下水道といった関連公共施設の整備についても、着実に実施がなされているということでございます。

ご意見といたしましては、大都市において、市街地の整備改善等の事業を着実に実施し、機構本来の目的である民間投資を誘発する都市再生に引き続き努めること。民間だけでは事業が進まないような場合の調整役としての役割といったことも、今後ますます期待されるというようなご意見がございました。

続きまして、地方都市における都市再生拠点の整備の項目についてでございます。こちらでも、評価は4でございます。理由でございますが、市街地再開発組合等への現地コーディネーターとしての職員派遣でありますとか、まちづくり交付金に関係してくる都市再生整備計画の策定、さらには、中心市街地再生について、17件の目標に対しまして38件のコーディネート業務が実施されてございます。そういったことで、優れた実施状況にあると認められるということでございます。

ご意見といたしましては、地方都市においても、市街地の整備改善等の事業を着実に実施し、機構本来の目的である民間投資を誘発する都市再生に引き続き努めることというようなご意見がございました。

その下の、民間による都市再生拠点整備を支援するための取組でございます。パートナーシップ協議会などによる民間事業者とのネットワーク強化の関係でございますけれども、公団時代から設立しております都市再生パートナーシップ協議会に、昨年度、新たに46社の参画を得てございまして、情報提供や意見交換が積極的に行われてございます。それから、再開発事業を共同して行う民間事業者を初期段階から募集するエントリー制度でございますけれども、この実施を経て策定された事業計画4件が認可されているということで、評価といたしましては3ということでございます。

ご意見といたしましては、今後とも民間事業者のニーズに合致した参画推進を図ることにより、民間による都市再生拠点の整備を図るべきであるというようなご意見がございました。

続いて、密集市街地の整備改善については、3の評価でございます。評価理由といたしましては、密集市街地整備のためのコーディネートを受託して実施しておりますことや、

防災環境軸、防災公園の整備にも取り組んでおりまして、着実な実施状況にあるということでございます。

ご意見といたしましては、防災上危険な密集市街地の解消等による都市の防災性の向上は都市再生における喫緊の課題であるが、複雑な権利調整等を要するため、民間にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがある分野であり、機構のノウハウを活かし積極的に行うべきであるというようなご意見がございました。

続いて、都市再生に資する都市公園整備の項目についてでございます。前年度からの継続事業を含めまして、27カ所において実施がなされてございます。そのうち8カ所において整備完了となっております、着実な実施状況にあるということで、3の評定といたしております。

それから、民間事業者による良質な賃貸住宅ストックの形成につきましても、都市再生パートナーシップ協議会なるものを公団時代から設立しておりまして、賃貸住宅グループとして、昨年度、新たに20社の参画を得てございます。ただ、民間供給支援のための敷地整備が、年度当初に想定をしておりました2,300戸程度の供給量に対しまして、前回分科会においても機構からご説明があったところなのですが、地元での議論待ちとなっている箇所がございまして、実際には1,410戸の供給にとどまっております。概ね着実な実施状況にあるということで、2の評定といたしてございます。ご意見といたしましては、今後とも民間事業者による良質なファミリー向け賃貸住宅供給が確保されるよう、その補完的な役割を適切に果たすべきであるというようなご意見がございました。

続いて、8ページでございます。中ほどですけれども、既存賃貸ストックの売却の関係については、特殊法人等整理合理化計画の中でも言われていることとございますけれども、既存賃貸住宅ストックのうち売却可能なものは棟単位での売却に努めることとされてございます。これにつきましては、譲渡等の要望があった85団地において、意向調査まで行われているところでございますが、まだ具体的な売却には至っていないということで、評定としては2ということとございます。

ご意見といたしましては、特殊法人等整理合理化計画を踏まえ、居住者との合意形成に配慮しつつ、売却に向けて具体的な調整を進めていくことで、目に見える形での進捗を示すべきであるというようなご意見がございました。

続いて、ストック活用の項目でございますけれども、平成16年度にストック総合活用計画を策定し、これに従って、賃貸住宅ストックの適切な管理、有効活用が行われており

ます。建替え事業も103地区で行われておりまして、その際、生まれた余剰地につきましては、地方公共団体や民間事業者と連携して、福祉施設でありますとか民間住宅用地などに、およそ24ヘクタールほど供給されてございます。

また、建替えをしない場合でもリニューアルに取り組んでおりまして、リニューアル改良7,183戸、高齢者向け賃貸として2,054戸による、バリアフリー化等の住宅性能の向上が図られております。ストック全体でのバリアフリー化率は、16年度末の33%から、17年度末には35%まで増加しております。

さらに、工事コスト削減の取組や、空室の有効利用のための定期借家の実施などに努めておりまして、着実な実施状況にあるということで、3の評定といたしております。

ご意見といたしましては、機構賃貸住宅の各団地ごとの現状把握や評価に基づく将来的な活用のビジョンを立て、建替えか修繕かについての戦略的な選別等を行い、計画的に維持管理を図っていくべきである、また、機構賃貸住宅は国民共有の財産であることから、今後とも、時代のニーズを取り入れながら、ストックの有効活用を図るべきである。引き続き、機構賃貸住宅のバリアフリー化や、地方公共団体等との連携によるまちづくりと一体となった建替え等を推進すべきである、というようなご意見がございました。

続いて、賃貸住宅管理の関係でございますけれども、IT化につきましては、77万戸ある機構賃貸住宅のほぼすべてにおいて、高速インターネット環境を整備しております。また、省エネ対策につきまして、省エネ基準対応の措置を100%実施して、家庭用燃料電池コージェネレーションシステムのモデル的实施等にも取り組んでおりまして、優れた実施状況にあるということで、4の評定でございます。

ご意見といたしましては、公的賃貸住宅としての性格から、住宅政策の実現ツールとして、居住者の居住の安定を図りつつ、賃貸住宅全体の居住環境の向上の模範となるよう、積極的にIT化、省エネルギー対策等の推進に取り組むべきであるというようなご意見がございました。

続いて、重点的な計画修繕の推進につきましてですが、鋼製の窓建具のアルミ化でありますとか、屋外通路の段差解消などを着実に進めております。また、顧客サービスの向上につきましては、ホームページを充実して、インターネットからの入居申し込み件数が1.1万件増加するということになってございます。さらに、団地管理の民間委託につきましても、新たに76団地で民間事業者を公募しておりまして、着実な実施状況にあるということで、3の評定といたしております。

ご意見といたしましては、77万戸の機構賃貸住宅ストックの魅力の維持向上を図るために、団地ごとの戦略を立て、修繕等適切な管理を行っていくべきであるというようなご意見がございました。

続いて、10ページでございますけれども、新規に事業着手しないこととされた業務についてでございます、まずはニュータウン整備事業の関係でございます。

用地の供給・処分面積は820ヘクタールでございます、目標とされておりました500ヘクタールを超えるボリュームとなっております。事業の早期完了を図るため、中止を含めた抜本的見直しも行われており、また、効率的な工事執行のため、発注方式でありますとか資材調達方法の工夫を行っております、10%のコスト縮減が図られてございます。加えて、地区別の供給処分計画を策定しております、四半期ごとに支社から本社に報告させることもやっております、進捗状況管理をきめ細かく行っていくこと。それから、インターネットの活用による処分方法の多様化でありますとか、顧客ニーズに対応した商品企画等にも取り組んでおります、優れた実施状況にあるということで、4の評定といたしております。

ご意見といたしましては、平成17年度の法改正により、宅地造成等経過業務を別勘定とし、財政融資資金の繰上償還等が行われ、ニュータウン業務を速やかに終了させることとされた。これに伴い、変更された中期目標、中期計画や新たに策定された経営改善計画の内容を今後とも着実に実施するとともに、さらなるニュータウン用地の供給・処分に取り組み、ニュータウン業務の早期終了に向け、最大限の努力をすべきであるといったご意見がございました。

続いて、11ページ目でございます。特定公園施設の管理についてでございます。これにつきましては、老朽化施設のリニューアルでありますとかバリアフリー化を行い、魅力の向上でありますとか効果的、戦略的な広報宣伝活動によります営業促進を図った結果といたしまして、施設利用者5%増の目標に対しまして、27%増となっております。優れた実施状況にあるということで、4の評定といたしております。

その下の分譲住宅業務についてでございます。こちら、業務の早期完了に向けて、住宅建設未着工用地約21ヘクタールの過半について供給するとの目標が立てられておりましたが、実際には7ヘクタールの供給にとどまっております、今なお14ヘクタールの敷地が残っております。ただ、機構移行時には44ヘクタールあったものが、今のところ30ヘクタールは処分できているということでございますので、概ね着実な実施状況に

あるということで、2の評定といたしております。

ご意見といたしましては、分譲住宅業務の完了に向けて、住宅建設未着工用地の供給に努力すべきであるといったようなご意見がございました。

12ページにお移りいただきまして、業務遂行に当たっての取組についてでございます。

まず、地域住民、地方公共団体、民間事業者等との緊密な連携推進についてでございます。機構の各支社単位におきまして、地域住民、地方公共団体、民間事業者と意見交換や情報交換の場を設けており、昨年度は、ご覧のような回数行われてございます。また、先ほどから出ております都市再生パートナーシップ協議会に、新たにマンション建替えグループを設けておきまして、積極的に民間事業者との意見交換が行われるようになっておきまして、評定といたしましては3でございます。

次の環境への配慮についてでございますけれども、17年度には機構内に全社的・部門横断的な組織といたしまして、環境配慮推進委員会を設置しております。事業執行上、配慮すべき環境配慮方針でありますとか、前回分科会でも参考配付がございましたけれども、環境報告書を作成するといった取組が進められてございます。また、既存樹木の利活用、屋上緑化ですとか、建設副産物のリサイクルにも目標値を達成する取組が図られておきまして、着実な実施状況にあるということで、3の評定といたしております。

ご意見といたしましては、今後とも環境に配慮した事業を実施すべきであり、民間事業への波及効果のある先進的取組が期待されるというようなご意見がございました。

続きまして、13ページでございます。バリアフリー化につきましては、機構賃貸住宅のバリアフリー化は35%まで上がっておりますほか、民間供給支援型賃貸住宅制度によってつくられる民間賃貸住宅につきましても、機構賃貸と同等以上の性能が確保されるといった条件設定としております。また、新規建設の賃貸住宅については、募集パンフレットに住宅性能表示の記載を100%しておきまして、調査研究等につきましてもしっかりと実施されているということでございますので、評定といたしましては3ということでございます。

【委員】 ちょっと、ここで切りましょうか。大きく予算が変わりますので。

今までのところで、〇〇委員のほうから、特にご意見があればいただきたいものですが。

【委員】 〇〇でございます。今日、先約があるものですから、途中でもって退席しますことをお詫び申し上げます。

今までご説明がありましたところにつきまして、特に、評価結果につきましては、この

原案に異存はございません。

事前に、事務局の方々にもご説明いただきながら、つらつら考えてきました。そのときに、ちょっと考えたことを1つだけ申し上げておきたいと思えますけれども、独立行政法人として、こういった中期計画をつくり、こういった評価をしていくことは、説明責任を果たすだけではなくて、機構が緊張感を持って業務に取り組んでいく上で大変いいことだろうと思えますが、逆に、この機構の事業は、痛い目に遭ってしまった宅地もありますけれども、住宅をはじめとして、非常に長い期間、続けていくものもあるわけでございまして、そういった観点からいきますと、中期計画というのは、長いようで短い期間の計画で、特に、また来年、この項目についていい点数をとっていかうとすると、どうしても思考が、まさに中期的になってしまうくらいもあるなということ、この二、三年、非常にこういう会に出していただいて感じております。そういう意味では、全く義務ではないし何でもないのですが、やはり長期的な戦略というのは、別に中期計画に求められようが求められまいが、既にお作りになっているだろうと推察いたしますけれども、それもあわせて重要だろうと。

要は、中期計画だけがマネジメントのデバイスとして下りてくると、それは必要十分ではなくて、十分条件を満たしてはいるんですけれども、必要条件として欠けるところがあるなということを感じている次第でございます。

これはちょっと、今日の議題ではないので、少しあれかもしれませんけれども、そういったことを申し上げておきたいと思えます。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員からご意見をいただきましたので、続けてご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、続けさせていただきたいと思えます。

先ほどの評価調書の14ページ、財務の関係でございます。評定につきましては、5点といたしております。

参考資料の1-1といたしまして、前回、機構のほうから説明があったものを、再度お配りさせていただいておりますので、こちら、あわせてご覧いただければと思えます。

機構におきましては経営改善計画を策定し、経営上極めて重要な課題であります繰越欠損金の解消等経営改善に向けた取組が進められているところでございます。

参考1-1の1ページにあるとおり、17年度におきましては、有利子負債を8,200億円ほど削減しておりますほか、損益に関しましても、純利益といたしまして、強制評価減前で2,158億円、評価減後で781億円を計上しております、この中期期間中の繰越欠損金削減目標であります1,900億円のうち、この2カ年で、その7割以上に当たります約1,380億円を削減することができているということでございます。

その要因といたしましては、3ページにもございますけれども、財投資金の繰上償還といった財務効果でありますとか市況の回復効果といったこともあるわけでございますが、販売方法の工夫等による収益確保でありますとか、コスト削減等の機構の自助努力も大きくございまして、これだけで750億円程度ということでございます。

さらに、格付につきましても、日本格付研究所の格付について、AA⁻からAAに引き上げられることも行われているということでございます。

このような実施状況にあり、今回は、特筆すべき優れた実施状況にあるということで、5点の評価ということでございます。

ご意見といたしましては、財務体質の強化は、今後の経営の安定化のための基本となる事柄であることから、引き続き繰越欠損金の解消、有利子負債のさらなる削減、資金調達方法の多様化、減損会計導入による適正な資産評価等に取り組むべきであるというようなご意見がございました。

それから、16ページの人事に関する計画についてでございますが、人事評価について、目標達成状況を踏まえたものとするための取組を進めてございまして、常勤職員数につきましては、目標を上回る4,310人までの削減が達成されているということでございます。着実な実施状況にあるということで、評価は3でございます。

最後に、17ページの子会社・関連会社の整理合理化についてでございますけれども、機構発足時58社あったものを、中期の目標である30社まで、既に削減が達成されてございます。優れた実施状況にあるということで、4の評価といたしております。

以上で、項目別の表の説明を終わります、18ページにお移りいただきますと、総合的な評価ということで、実施状況全体としての業務運営評価を記載する欄がございます。すべての項目が3の評価であったときを100%といたしますと、今回計算いたしますと、109%となるわけでございます。その下の記入要領のところ、若干、解説がございまして、100%以上120%未満である場合には、業務運営といたしましては順調ということでございます。

それから、総合評価が下にございますけれども、これは、業務運営評価による評定を踏まえまして、総合的視点から、機構の業務実績、業務改善に向けた課題・改善点、業務運営に対する意見等を記述式により記載するものでございます。

初めの法人の業務の実績につきましては、順調であることを文字に起こしているだけでございますので、その下でございますけれども、前回の分科会の場でのご意見等を踏まえまして、課題・改善点、業務運営に対する意見等について記述させていただいてごさいます。

内容でございますが、機構は、その豊富なノウハウや経験を十分生かし、常に時代のニーズをとらえながら世の中の先導的役割を果たしていくべきこと、特に、少子高齢化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、高齢者住宅の供給等の民間のモデルとなるような取組を進めること、安全や安心の確保のため、機構住宅の安全性に関する情報提供の推進や、密集事業等による都市の防災性向上の取組を進めること、また、耐震強度偽装事件のような事案におきましては、公的機関として期待される役割をきちんと踏まえて迅速かつ的確に対応を行うこと、最後に、構造計算書を紛失するといった事案も見られているところでございますので、今後このようなことのないよう、組織全体にコンプライアンスの考え方がしっかりと浸透するよう組織運営することというようなことを盛り込んでございます。

おめくりいただきまして、19ページは、中期計画に掲げられております事項以外で、特記すべき自主的な努力といたしまして、各種の取組を列挙しているところでございます。

説明といたしましては、以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました委員会としての評価調書（案）について、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

【委員】 すみません、私ばかり。

総合評価の細かい文言なんですけれども、ちょっと違和感があるので、一言だけ申し上げておきます。

18ページの、今ご説明いただきました、「組織全体にコンプライアンスの考え方がしっかりと浸透する」ということで、今日のレポートは、全般的に片仮名が多いなと思いながら聞いていたんですけれども、確かにコンプライアンスは流行っている言葉ですけれども、法令遵守かという、法令遵守をもうちょっと上回ることを上に書いておりますので、これは、コンプライアンスというよりも、社会的な責任を果たす使命感とかいうふうにした

ほうが、私は、より正確ではないかと。つまり、コンプライアンスを字義どおりにとらえると、やや法令遵守だけしていればいい、じゃあ、そういう観点でいけば、もう少し理屈をつけますと、計算書紛失だって、別に、コンプライアンスに反していないという言い方もできてしまいますので、もうちょっと高目の表現にさせていただけるといいと。これは、総合評価ですから、多少、何かと流通すると思いますので、少し表現を工夫いただきたいと思います。

細かいことで、すみません。

【委員】 ほかにご質問なりご意見……。どうぞ。

【委員】 私も、△△委員がおまとめくださいました原案に異論はございませんけれども、1点だけ、ご質問させていただきたいのですが、上位の委員会に上がってまいりますのは、ただいまご説明をしていただきました、18、19ページの部分が上がっていくのか、それとも、資料1-1というA3判のような形式で上がっていくのか、どちらなのでしょう。といいますのは、個々の事業項目についての各論的な評価があって、それをトータルとして見たときの総合評価がどうも各論の部分と総合評価のところが離れているような気が資料1-1を見るとするんです。通知表で言えば、何々ちゃんの算数、国語と。この子の全体的な評点が4.5だったら、なぜ4.5になったのかと。特筆すべきこととか、これがウエートとして非常に秀でたから、これになったんだということがシートから読み取れなくてはいけないと思うのですが、1-1の書きぶりで拝見しますと、総合評価のところに書かれてあるのは、どちらかと言えば今後の目標みたいなものが書いてありまして、特に財務状況の改善とか組織のリストラが効いたのであれば、そういうことをきちんとここで押さえていただいた上で、なおかつこれからはこういうことが望ましいという書きぶりをしていただいたほうがよろしいのではないかと思います。

今ご説明いただいた18、19に関しても、ずっとご説明いただいた内容と、ここの上3行に書いていただいているところを見ると、もう少し厚みが欲しいような気がいたしますので、せっかくここでこういうふうにかきちんと評価をしていただいたことがより上位の委員会に伝わりやすいように、一層のご努力をお願いできればと思う次第でございます。

【委員】 まず、最初のご質問についてですね。

【事務局】 初めのご質問の点でございますが、上の委員会のほうには、この資料1-2の全体が上がることになってございます。

【委員】 全体が行くということですね。

【事務局】 はい。

【委員】 じゃ、そのように考えると、重ねて何かご意見はありません？

【委員】 それでも、全体が行くんですけれども、全体をずっと読んでいただくような時間はないと思いますので、それであれば18ページのあたりに、法人の業務の実績ということで、3行だけではなく下を読めばわかるわけですが、何が最も特筆すべき評価で、このような109点になっているのかをもう少し明確に書いていただく。もしくは、下のところでゴシックにしてもいいですので、これだけ膨大な分量を読むのはかなり困難だと思いますので、特にここがよかったということをもう少し明確にお書きいただければと思います。

【委員】 総合評価のところは、項目としては、最初に法人の業務の実績ということで、全体の実績の評価を行って、ここでは、経営改善努力が非常にうまくいっているということを書いてあって、その下に、課題・改善点、業務運営に対する意見等ということで、注文をつける項目になっているんです。ここでは、あまり、ここが評価できるというような書きっぷりにはなっていません。この仕分けの仕方は、様式として決まっていることなんですか。今の▲▲委員のお話だと、もう少し、業務の実績の内容を膨らませたらどうかというご意見でもあるような気がいたします。

【委員】 何か、この終わりの総合評価というのと、それぞれ各業務実績をまとめてどうだったかということなのですが、その下に書いてあるのは、これからの果たす役割とか推進項目みたいなものがあって、どうもこの間に大きな内容の差異があるように思うものですから。もうこのフォーマットが決まっているのであれば、それは仕方がないと思いますけれども。

【事務局】 このフォーマットにつきましては、評価委員会全体の仕切りでございまして、枠自体はこのように書くことにはなっておるのですが、中身につきましては記述式でございまして、厚みを持たせることは可能ではあるかと思えます。

【委員】 その分量が配分されているわけではないですね。上をもう少し膨らませて、下をもう少しコンパクトにすることも考えられるわけですね。わかりました。

そこも含めてどうぞ。

【委員】 今の▲▲委員の意見と多少は似ているんですけども、今回非常に点数がいいわけですね。前は60点だったのが、総合が85点になっている。しかも、2から4とか、3から5とか、非常に飛び級的な成績が随分ついているわけです。

細かいことは、僕はよくわからないんだけど、それだけよくなったとすると、一体この都市再生機構の今年の評価の中で、何が一番すごかったのかという特色がよくわからないわけです。これだけよくなるということは、都市再生機構は、この1年で何が飛躍的によくなったんですか。

【委員】 □□委員、評価方法が変わっているから、点数が変わっているんです。

【委員】 前はAとかBとかいう仕組みになっていた。

【委員】 いや、前は、最高点が3だったんです。今回は5になりましたので、総合点がそれで変わっているのは……。

【委員】 それにしてもほかの研究所から見ても、僕はかなりいいんじゃないかなという印象を受けるわけです。それは、大体5というのは「特筆される成績」であって、他の独立行政法人をみてもあまりないですよ。特筆されるなんていうのは相当特別だということであって、僕は土木と建築も出ていますけれども、ちょっと甘いかなと感じました。

それはそれでいいですよ。いいことが悪いと言っているわけじゃないんですけど、そうだとすると今年の都市再生機構が世間にアピールした大きな特色は、一体何が中心だったのかをもっとめりはりをつけて訴えてもらったほうがいいと思うんです。つまり、これはいろいろな点数を重ねてみるとこんないい点数になりましたということなんですが、都市再生機構の役割としては、国民のニーズにこたえとか、安全と安心に対して大きな貢献をしたとか、都市の再生に寄与したとか、高齢者のためにしたとか、我々の住む環境あるいは住宅といったものに対して何か先導的な役割を果たしたとか、何か特色を訴えて欲しかった。民間とはまた違った都市再生機構の大きな役割があるとすると、そういう部分で、一体どこに大きな特色があったのか、得点があったのかをさっき白石さんがおっしゃっていた最後の総合評価のところ、こういう点があった、しかしこういう点ではもう少しやりたかったということを指摘した方が都市再生機構の存在感がもっとアピールされることになるんじゃないかなという気がするんです。

何のために機構があるのかということの存在感ですね。採点方法は、評価の対象枠が決まっているから、それはそれでいいんですけど、もうちょっと総合的に総括したときにはそういう視点からもアピールしないと、何となく既存の枠組みの中で点数を積み上げると、こういうふうになりましたよというだけでは何かインパクトがないような気がするんです。

そういうことを今後も心がけてほしいですね。何となく、僕は平面的な感じがするんで

す。だから、例えば性能表示の問題とか品確法とか、今年の偽装マンション問題で随分話題になったテーマがあるわけですがけれども、そういうことに対してもうちょっと先導的な役割をこういう点で果たしたんだといったことを示して欲しかった。点数にならなくても、そういうことをやっていくことがこれからの都市再生機構にとっては重要なんじゃないかなと思います。

【委員】 わかりました。総合評価の中に、特にこういうことを評価して機構に期待される内容を、こういう実績を示し得たということ、もう少し具体的に書いたほうがよろしいというご意見ですよ。

【委員】 特に、例えば5になったところで言うと、財政、予算というところに評価があると言うけれども、これは言ってみれば過去の負債をいかにリストラしたかということですよ。これは、評価は5だけれども世間にアピールするという問題ではないわけですよ。だから、むしろ先導的な役割とか国民のニーズだとか安全・安心だとかいうことが、やっぱり世間に対してアピールするところなので、そういうところで機構はどういう役割を果たしたかを評価の部分と反省の部分とをきちんとしたほうが、都市再生機構の存在感が、今後も際立っていくんじゃないのかなという気がするわけです。

【委員】 わかりました。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】 私は、若干違った印象で5点ついていること自体が非常に特筆すべきことで、5点のところはそれなりの説明が必要とされているということであって、5点をつけていること自体に何かその部分の評価としての意味があるのかなと思います。

確かに、社会において先導的な役割を果たすべきいろいろなところもあるんだけど、やはり法人化の1つの目的が、まさに財務状況の独立した経営に近づくような組織化というところもあり、この109%というか109点というのが、トータルなんだろうなというのが私の印象なんですけれども、特にあえて今まで出たご意見と対立するものではないのですが、個人の印象としてはそういう印象だということでございます。

【委員】 わかりました。

おそらく、5点つけているところと実績としては4点で評価しているところを、できれば記述して全体としての総合評価をもう少しわかりやすく書く必要がどうもありません。感じがします。

一方で、課題・改善点を書いているんですけども、スペースが十分ないとしたら、ち

よっとバランスがもう一つよくないなという感じがしますので、今までのご意見をベースにして、この辺■■委員からのご意見も伺わなければいけませんけれども、全体として見直ししたらどうかなという感じがいたしますが、■■委員、いかがですか。

【委員】 今のお話で私の感想を言わせていただきますと、課題・改善点が、ちょっと書き方とするとべろーっとしていて、ポイントが非常にいい言葉がいろいろ入っているんですけども、何か訴えるものがない。もうちょっとキーワードに小見出しをつけるとかいうことで、先ほどからいろいろな先生方もおっしゃっているんですけども、もう少し内容を、ぱっぱぱつと読めば何が改善点で何を目標となるのかを訴える形にされたらどうかなと。先導的な役割を果たしていくべきであるって、抽象的にはもっともだと思うんですけども、じゃあ具体的に改善点としては何をどういう形にするのかは、ちょっと抽象的過ぎてわかりにくくなっているなという印象を持ちますので、私もここは書き方を工夫されたらいいなと思います。

それから、ついでののでちょっと言わせていただきます。最後の予算の5というのは、私としてはちょっと甘いんじゃないかなという意見を持っておりまして、そういうお話もさせていただいたんですけども、結果的に皆さんの多数意見が5ということであれば、それに異論を言うわけではないのですが、機構として本来担っている社会的使命をここで何となく感じる部分がありまして、できればもうちょっと謙抑的な評価のほうがいいのではないかなという印象を持っていました。

どうも失礼しました。以上です。

【委員】 ありがとうございます。

一通りご意見をいただきました。これまでのご意見を私なりに勘案させていただくと、■■委員のご意見はございましたけれども、ほかの委員の意見は、特に5点についてご異論があるわけではなかったもので、個別の配点についてはこれで確定したいと思っております。

ただ、それを全体としてまとめている資料1-2の部分については、全面的に書き直したらどうかなという感じがいたします。法人の業務の実績の部分で、我々が評価した内容をもう少し具体的に書き入れること。ですから、財務体質、経営改善計画が順調に進んでいるということは確かに5なんですけれども、それ以外に4、その他で評価している部分がありますので、そこを組み入れて、特に都市再生機構ですから大都市の都市再生あるい

は地方都市の都市再生に、今、緊急の課題になっているものにさまざまな形で取り組んで、一定の実績を上げていることも含めて書き込んだりすることをすべきではないかと思えます。

一方で、課題、改善点、業務運営、これからの新しい社会動向に合わせてこうすべきだという話と、これまで都市再生機構が必ずしも十分対応できなかった部分については、課題を残しましたよと。その2つぐらいに大きく仕分けして、内容をもう少し精査して、コンパクトに書きまとめるということで、この総合評価のところを考えたかどうかと思えます。

量的には、19ページまで行っているわけですからもう少し長くてもいいですね。

【事務局】 それは、一向に問題ございません。

【委員】 そういう努力をすることにしまして、内容的にはもう一度委員会を開くわけにはいきませんので、この部分の内容については私にご一任いただけませんか。

【委員】 はい。

【委員】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 要するに、この1年間で一般の国民にとってみると、偽装マンションの問題とか、これは都市再生にかかわるかどうかはちょっとわかりませんが、ここ1カ月ぐらいの土砂崩れとか洪水とかいうことが、国民にとって非常に大きな関心事だったと思うんです。そういう問題に対して、機構のような公的な機関がどういう役割を果たし得たのか、あるいは、今後どういう形でそういうニーズにこたえていくのかといったことを、きちんと書くことによって、都市再生機構の存在感とか、さっき言った先導的なあり方とぴたっと平仄が合ってくるんじゃないかなという気がするんです。だから、そこだけを書く必要はないと思うけれども、この細かい中期計画に対する答えだけを書いていると、何か、国民全体が感じている不安だとか関心とは、ちょっと離れたところで評価をしているような感じを受けちゃうんですよね。だからそのところを少し大きく出していただければいいなと思えます。

あるいは、都市再生の問題として、ここ1年間で、自分たちはどんな新しいアイデア、手法などを提起したのか。あるとすると、その具体的内容は何なのかといったことももう少しきちんと打ち出してもらおうと、もうちょっと魅力的になるんじゃないかという感じが

します。

【委員】 わかりました。それはご注意として承っておいて、私、今のご意見を事務局と相談して、私なりの案をまとめさせていただいて、それは案という形ではなく確定させていただきます。結果は皆さんにお送りするという事でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは第1号議案、もしよろしければそういう形で扱わせていただきたいと思います。

それでは第2の議案、業績勘案率の決定でございます。

昨年の第6回の分科会において、役員退職手当規程について、業績勘案率を原則1.0とする改正の審議の際に、この運用に関して議論がありました。そのことを全体の委員会の木村委員長にお伝えするというご意見をいただいております。これについて、昨年8月19日開催の第7回独立行政法人評価委員会、全体の委員会の中で、事務局から報告がなされているところでございますので、それに関連して事務局及び都市再生機構からご説明をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、資料2-1をご覧くださいと思います。国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についてというタイトルのペーパーでございます。

独立行政法人の役員退職金に係ります業績勘案率につきましては、平成15年12月19日の閣議決定に基づきまして、各省の独立行政法人の評価委員会が具体的に取扱方針を定めることになってございます。国土交通省の評価委員会においては、この17年3月23日付で改正されて今日まで至ってございます。このペーパーに基づいて、取り扱いをいたしているところでございます。

概要でございますが、まず1.の基本的考え方でございます。役員退職金に係る業績勘案率は、国家公務員並みとするという基本的考え方を踏まえて、1.0を基本として評価委員会が決定することになってございます。

2番目、決定の手続きでございますが、まず法人から退職役員の業績勘案率及びその算定の考え方を記した書類を分科会に出していただきます。それを分科会において審査していただきまして、決定をしていただくということでございます。分科会で決定をしていただきますと、国土交通省の全体の評価委員会の委員長にご説明をして同意をいただくことになってございます。その段階で、また総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会に通知をいたします。総務省のほうから特段のご意見がなければ、最終的に決定ということで

法人に通知をされます。以上が手続きでございます。

次のページでございますが、3番目、業績勘案率の決定方法でございます。これにつきましては、法人の業績と退職役員の個人的な業績を踏まえて、総合的に決定をすることになってございます。

まず1番目、法人の業績でございますけれども、退職役員の在職期間に係る法人の実績に応じまして、法人の実績に係る業績勘案率を0.0から2.0の間で算出することになっております。ただし、1.0を超える業績勘案率を算出する場合には、客観的、具体的かつ明確な理由等について説明をする必要があるということでございます。

(2) 退職役員の個人的な業績についてでございます。退職役員の個人の実績に応じまして、増減の幅を算出することになってございます。個人的な業績は、法人の業績と比較しまして付随的なものであるということを考慮いたしまして、増減の幅は0.2を目安とすることになってございます。ただ、この増減の幅を設ける場合におきましても、理由を具体的に説明する必要がございます。

総合的な決定でございますが、退職役員の業績勘案率は、法人の業績に基づきまして算出した業績勘案率に、退職役員の個人的な業績に基づき0.2を目安に増減させて決定することになってございます。

以上でございます。

続きまして、都市機構のほうから、今後の役員の業績勘案率についての(案)をお話しいたします。

【都市再生機構】 それでは、恐れ入りますが資料2-2をごらんいただきたいと思えます。役員退職金に係る業績勘案率(案)の決定についてということで、今回の対象者は、記載の4名でございます。1枚めくっていただきまして、最初は●●前理事長でございますが、先ほどの4名、退職日を順に申し上げますと、●●前理事長が平成17年10月28日、●●前理事が8月29日、●●前理事が7月31日、●●前理事が7月31日に、それぞれ退職いたしました。この4名の業績勘案率の決定についてでございます。

資料全体は4枚になっておりまして、各役員1名につき1枚となっております。なお、本日の議事録上では、以上の者の実名につきましては、名前を伏せさせていただきたいと思えます。

当機構が、この分科会に提出させていただきます業績勘案率の(案)でございますが、4名とも1.0としておるところでございます。その理由につきましては、法人の業績によ

る勘案率と個人業績に分けて記載しております。

初めに、●●前理事長の業績勘案率の決定についてというペーパーをごらんいただきたいのですが、下のほうに、法人の業績による勘案率と書いてございます。こは、1.0となっております。この当該率となった理由といたしまして、在職期間における年度業務実績評価は、各事業年度とも順調という評価であり、年度計画に基づき、効率化を図りつつ業務の改善を行ってきたものであるためとしております。

なお、当該記載部分につきましては、法人の業績に関する情報であるため、4名とも同じ記載内容となっております。

次に、個人業績の欄でございますが、●●理事長の個人業績につきましては、0.0としております。考慮する事項・理由といたしまして、平成16年7月の機構設立以降、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げるところに従い、業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため、とるべき措置等を講じながら独立行政法人に相応しい体制の整備、業務の改善等を実施してきた。これら一定の業績が認められるところであるが、今回の評価の対象となる期間（平成16年7月～平成17年10月）において加算するまでには至らないと判断したものでございます。

次に、もう1枚めくっていただきまして、●●前理事でございます。総務人事等担当理事でございます。

その個人業績の欄をご覧いただきたいと思います。この欄、0.0ということでございます。考慮する事項・理由といたしましては、理事長を補佐し、中期目標、中期計画及び年度計画の達成に向け、業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に寄与した。特に、国民からの要請、政策的課題への機動的・弾力的な対応を目指し、チーム制、ユニット制導入による、柔軟で効率的な組織を整備した。これら一定の業績が認められるところであるが、今回の評価の対象となる期間（平成16年7月～平成17年8月）において加算するまでには至らないと判断したものでございます。

次に、●●前理事でございます。技術管理・調査研究を担当しておりました。

ここの個人業績欄でございますが、0.0としておりまして、考慮事項・理由といたしましては、理事長を補佐し、中期目標、中期計画及び年度計画の達成に向け、業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に寄与した。特に、都市再生、コミュニティ再生、ストック再生、環境共生、都市防災、少子高齢化社会対応等の項目に対応した重点課題を設定いたしまして、効率的、効果的な技術開発・調査研究を実施

したものでございます。これら一定の業績は認められるところでございますが、今回の評価の対象となる期間（平成16年7月～平成17年7月）において加算するまでには至らないと判断したものでございます。

最後に、●●前理事でございます。西日本支社担当でございます。

個人業績といたしまして、0.0といたしておりまして、考慮事項・理由としましては、前段は同じでございますが、中段のところ、特に、関西都市再生のトリガーとして期待されている大阪駅北プロジェクトについて、支社横断の事業執行体制を整備し、民間都市再生事業の総合的なプロデュースを行い、平成23年まちびらきに向け着実に事業を推進したものでございます。これら一定の業績は認められるところではございますが、今回の評価の対象期間となる期間（平成16年7月～平成17年7月）において加算するまでには至らないと判断したところでございます。

以上のとおり、先ほど事務局からご説明がございました、資料2-1、業績勘案率についての2.(1)に基づきまして、機構から、役員退職金に係る業績勘案率(案)を分科会に提出するものでございます。

ご審査をいただきたいと存じます。ご説明は以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。

それでは、これについて審議したいと思います。

冒頭にご説明がございましたように、基本的考え方ということで、1.0を基本とすることがあらかじめ出されておりました、これについて、昨年、我々そういうことでよろしいのかどうかということで、若干意見を申し上げさせていただきました。全体の評価委員会の木村委員長も、個人的には必ずしも適切なのかどうかという疑問もお持ちのようです。ただそれは、全体としてそれを換えようというところまで行っていない状況でございます。その後、今年どうなっているかは、私もよく存じ上げておりませんので、来年あたり、少し動きがあるかもしれませんけれども、その辺は情報が私のもとには届いていません。

それに関連していかがでしょうか。特に、今日業績勘案率の(案)が出されてございます。何かご意見、ございますでしょうか。

【委員】 これ、退職金そのものは、どういう計算になるんですか。

【都市再生機構】 支給算式といたしまして、現在の基準を申し上げますと、退職時の役員の本給(役員給与)に0.125を掛けて在職月数を掛けるという形で計算をしております。

【委員】 こんなことを聞くのは申しわけないのですが、例えば、1年間在職すると、大体、どのぐらいもらえるんですか。

【都市再生機構】 1年間在職ですか。

【委員】 例えば、理事の●●さんが大体1年ぐらいです。

【都市再生機構】 ●●前理事の場合が、1年1月でございますけれども、148万円ぐらいのオーダーでございます。

【委員】 今のに関連して、例えばこうした独立行政法人の役員の方と一般のサラリーマンを比べるとというのは、非常におかしい話だと思うんですけども、在職期間が最短どれぐらい以上じゃないと出ないとかいうルールはなくて、在職が、例えば不幸にして数カ月程度でも、それは適用されるということなんでしょうか。3カ月とか4カ月とか、明らかに業務の実績が出るか出ないかわからないぐらい最短期間以上でも、すべて算定方式にのってくるということでしょうか。

【都市再生機構】 計算方式としては、やはり、その職責についての月数によって計算がなされるということでございます。今、お話のありました4カ月とか5カ月という、何かの事情でそういうことがあったにしても、こういう形で計算をなされるという制度になっております。

【委員】 もう一つ、再生機構について、さっきやった業務実績評価がありますよね。これは、5、4、3、2、1という評価をしているわけですけども、例えば、この退職金評価の1.0というのは、5、4、3、2、1のどれに当たるんですか。4か3だろうと思うんですけども。

【委員】 それは、こちらがお答えになったほうがいいんでしょうね。その辺は、ちょっとどうなんでしょうか。

【事務局】 先ほどの業務実績評価のほうは、まさに業務の評価でございまして、こちらの業績勘案率は、先ほど機構のほうからあったように、退職金の算定式に基づいて計算したものの最終的な修正率になりますので、比較することが必ずしもよいのかどうかというのがあるのですが。

【委員】 何でそんなことを聞いたかというのと、個人業績とかいろいろなところを見ると、結局、都市再生機構の業務の改善評価が概ね順調な評価であったわけですね。したがって、退職金評価も1.0であるという言い方ですよ。つまり、個人の評価もそういうところから判断しており、明らかに業務実績評価と退職金が連動していると、こういうふうを考え

られるわけですね。僕には、何となく民間じゃこういうことはあまりないと思うんです。例えば、個人業績評価が1.0と。1.0というのは、はっきり言うと、可もなく不可もなくということですね。だけど一方で、機構全体の業務評価のほうでは、優れた実施状況にあると言いながら、個人の評価は普通ということは、リーダーシップがあまりなかったが、下のほうはよくやってくれたというふうにもとれるわけですよ、はっきり言うと。

だから、何かこの評価の仕方は非常に官僚的な、初めから「普通」でという結論ありきの評価に見えますね。しかし本当は業務評価とトップの役割は連動していて、こういう評価になったと、そういう論理で読むべきですよ。そして、個人の中でも、例えば、この中には今回入っていないけれども、第1項目で、5の評価の部分があったわけです。これは、予算とかそういうことですね。もし、財務担当の人が今年退職していたら、これは「普通(0.0)」じゃなくて、もうちょっと上がるという評価に果たしてなり得るのか。そういうことをやっぱりきちんと考えないと、ほんとうの評価とまらないんじゃないか。今、サラリーマン世界でも、役員でも何でもそうだと思うけれども、競争原理みたいなものが入って、例えば、ベアは上がらないけれどもボーナスの査定で評価をつけるとかいう形で、効率化とか、ある意味での体質強化を図っているわけですけども、何か、これだけ見ていると、言葉は悪いけれども、非常に官僚的なやり方に見えて、1.0にしておけば、あまり波風立てないだろうだろうと。あるいは、0.0だったら問題ないだろうと言うけれども、おそらく一般の人が見たときは、0.0って、そうか、可もなく不可もなくか、ただ、トップはただけかと思われる可能性が僕はあると思うんです。

だから、そういう意味でこの人事評価と業務実績との連動については、もうちょっと真剣に考えたほうがいいんじゃないかなという気がしますけどね。もし、個人の評価で一々やると波風立ちやうというんだったら、こんな個人業績なんて入れなくたっていいわけですよ。

今まで、0.0以外のことはあったんですか。

【事務局】 国土交通省の関係では、ございません。

【委員】 ほかでは？

【事務局】 ただ、ほかではお二人ほど、全体の業績勘案率が0.9という方がいらっしゃっております。

【委員】 不祥事を起こしたということね、それは。

【事務局】 内容は、ちょっとわかりません。

【委員】 プラスアルファの人はいないんですか。1以上……。

【委員】 プラスアルファはないわけ？

【事務局】 プラスはないです。

【委員】 それに関連して、よろしいですか。□□委員がおっしゃったことは、多分、理事や理事長の中の意思決定方式がどういうふうに関連しているかということと連動してくると思うんです。例えば、民間企業であれば、財務担当執行役員がいて、それを見る専務や常務がいて、非常に財務状況が勘案されれば、その人たちの評価が上がるということなのですが、理事長、理事クラスで、合議制で物事を決めていけば、財務が改善したからといって、一応、担当とされている人の評価が上がるのはどうもおかしな話で、意思決定方式と業績と個人の評価をどうするかは、私は切り離しては考えられないと思うんです。今のURさんの意思決定方式が、そういうふうになっているのかどうかについては、どうなのでしょう。

例えば、今回、109という点数があって、差しさわりがあるかもしれませんが、退職された中で、どなたが一番それに寄与したということは、明らかに責任の所掌範囲として言えるということでしょうか。それとも、言えないということでしょうか。

【委員】 それは、もしお話しただけるとしたら、機構側ですね。なかなか言いにくいですよ。

【委員】 聞いたら忘れますので、ここを出た瞬間に。

【委員】 おそらく、法人の業績による勘案率は、今回は業績評価は109ですから概ね順調ということで、1.0という枠の中で、これはいいと思うんですよ。ただ、個別の採点で5をつけた。特に業績改善が図られたということで5をつけていますから、5の評価のところ、特にこの方はリーダーシップをとって改善したと、先ほど□□委員がおっしゃったようなことが該当すれば、その方を個人業績として、0.0ではなくて、例えば0.1をつけるとかいうことを考える可能性は、私もあると思っております。

特に今回は、都市再生機構は、前身の都市基盤整備公団も含めると7年目ぐらいにわたるわけです。その間、おそらく理事長が、私の考えだとお一人でリーダーシップをとってやってこられた部分もあるんじゃないかと思えますから、もしご意見であれば、前例がないというのは、逆にやりたくないような感じがするような気がいたしますけれども。例えば、理事長の個人業績評価を0.1にするという案を我々委員会で決めるということは、そのために委員会があるわけですから可能だとは思いますが。ただ、そういうことで評価して

いいのかどうかについての情報が、確かにご案内のように、必ずしも十分ではないですよ。その辺はどうなんですか。むしろ、事務局から言っていただいたほうがいいんじゃないですか。おそらく、言いにくいと思うんですよ。

【事務局】 客観的な事実から申し上げますと、多分、財投の繰上償還がこの機構の経営に相当な良貨をもたらしたことは事実でございます、その部分は、予算に関連することでもございますので、私どもはやっておりますけれども、●●前理事長も経理担当の理事も、相当お働きをいただいたというのが、おそらく客観的事実だろうと思います。

【委員】 先ほど都市再生機構が人事について、この評価の仕方でのいいのだと。それは、どういう点だったのですか。

【委員】 いや、1.0という決めつけできていて、それから動かさないようなことになっているわけですね。それなら、何のために評価するのかという感じになりますからね。

【委員】 民間企業だと、いろいろな意味でのインセンティブが働く部分なのに、それがおしなべて同じではなかなかそのインセンティブは働かないんじゃないか、という議論をたしか去年したというふうな記憶です。

【委員】 民間だと、例えば、すごく働きがよければ、その人を取締役から常務にするとか専務にするとかいう1つのやり方もあるわけですよ。だから、何かさっきの話を聞いていると、多分いつも1.0で、いつも0.0なんじゃないかなと想像するわけです。何か、世間に対してものすごい不祥事があった場合だけは0.9にするというのが慣行になっているのかなという印象を受けるわけです。やっぱり、そういうプラス評価だってあったっていいし、何かそういうメリハリをつけたほうが本当は競争原理というのかな、組織の活性化を生むんじゃないかなという気もしないではないです。今回のことについて、僕はこれ以上あれこれ言うつもりはないですけども。

【委員】 私は、むしろ独立行政法人という組織そのものが、ある意味で非常に矛盾した、政治と行政の狭間の中で身動きがとれない組織になっているというのが、一言で言えば。だから、民間と全く同じ論理は通用しないと。だからといって、公務員組織ではないと理屈では言うんだけど、実は、何でそんなことを言うかという、私も、大学で非公務員化されまして、人事院勧告と大学職員の給料の関係で組合と交渉しなきゃいかんというので、理屈はいくら言っても、動かせる範囲は実質的に決まっているというところで、理屈の上では確かに私もおかしいと思うんですけども、それをここでいくら議論しても、結論はなかなか変えがたいのではないかというのが、正直なところです。

【委員】 いや、だから僕もここで変えるということではなくて、やっぱりそういう疑問があって今後の方向として、意見をちょっと出しておいたほうがいいんじゃないかなと思ったわけです。

例えば、今の話で言うと、地方都市の再生なんかについて言うと、これは当てはまっているかどうか分からないけれども、例えば、旭山動物園なんてあるわけですね。あれは、多分、市の外郭団体みたいな形になっていると思うんですけども、あのことによって、旭川は、年間150万人とか200万人の観光客が来る市となってきた。それはもう、旭川の市の再生にとって非常に大きいわけです。そうすると、あそこの園長さんが、かなり情熱を傾けて動物園のあり方を変えて、それが日本の動物園のあり方まで全部変えちゃったわけです。こういうのも、やっぱり1.0で個人業績0.0なのかという疑問が出ませんか。そういうことを考えると、こういう退職金とか業績勘案というのは、何か、もう少し別の考え方も多少入れてもいいんじゃないかなという気はいたします。

【事務局】 そもそも、独法をつくるときの議論がそういう議論があって、逆に言うと、特殊法人から変えたときに業績が上がったんだったら給料も含めて上げることが可能じゃないかというのが、当時の行革の委員会の委員の方々の議論だったのですが、独立行政法人通則法をつくるときに、国家公務員型も非公務員型もごっちゃにしたような通則法をつくっちゃって、大変問題じゃないか、評価の仕方も変えなければいけないじゃないかと。逆に言うと、公務員型というのは、あくまで公務員準拠なので、少々業績を上げてあまり給与は上がらない仕組みで、若干おかしいですよみたいな部分もあったのですが、何となく、そこところが、総務省のご指導自体が、結構、中途半端になっているのかなというところがあるわけです。

例えば、都市再生機構と並んで、来年度には住宅金融公庫もおそらく同じ独法になりますが、金融公庫のほうは、金融行政そのものに入っていくみたいな部分があるので、都市再生機構よりは、もっと民間らしいところなんです。そういうところについての行政評価のあり方というのは、おそらく今後は、随分、議論されるべき事柄ではないかと思います。

今回のことと言えば、そういう意味では本当に、□□委員が言うように、5点をつけた項目について何で反映がないんだというご指摘があるとすると、それはごもっともなご指摘と、私も個人的には思うところがございますが。

【委員】 いかがでしょうか。

前回もこういう議論をし、全体の委員会で意見を申し上げるといったようになりました。

1つの方法は、今、寫先生がおっしゃったように、改めてもう少し具体的な事例が出てきたので、基本的な考え方を、ある部分越えられる仕組みにすることも必要ではないかというところを、改めてもう一度、全体の委員会に申し上げるということで、今回の決定についてはこのとおりにご了解いただくというやり方が、一番無難だと言っはいけないんですけども、やり方ではないかなと思います。

【委員】 人の給与のことを云々するというのは、何か下世話な感じで嫌な感じなんだけれども、しかし、よく考えてみるとこの給与のあり方と業務評価のあり方の連動、さらに組織の活性化とかいうこと、全部、連動しているわけですよ。そうだとすると、やはり独立行政法人が活性化していくためには、僕はこういうことの評価も少し変えていくことが大事じゃないかなという感じはいたします。

【委員】 はい、わかりました。

それでは、もしよろしければ、先ほど私が申し上げたような形で、この審議内容を全体委員会に申し上げ、提案自体については、原案どおり決定するというところでよろしゅうございますでしょうか。

【委員】 はい。

【委員】 はい、ありがとうございます。

それでは次に、平成18年度年度計画についてでございます。事務局から、ご説明をお願いいたします。

【早川民間事業支援調整室長】 それでは、年度計画の観点につきまして、今回、若干のご意見を聞くことになってございますけれども、その経緯を少しご説明させていただきたいと存じます。

中期計画に基づきます年度計画でございますけれども、独立行政法人通則法におきましては、主務大臣への届け出と公表が義務づけられてございますけれども、評価委員会の意見聴取は義務づけられていないところでございます。この都市再生機構分科会におきましても、昨年度の年度計画については、業務実績評価に関する分科会開催時に、先生方、初めてご覧になっていただいたという状況でございました。

このような状況の中で、国土交通省の評価委員会の委員の先生方からは、評価委員会として、中期目標達成への進捗管理上、年度計画の内容を検討するプロセスも重要ではないかということなどのご意見があったということでございます。

そのため、全体的な動きでございますが、当省の各分科会事務局におきまして、年度計

画策定時に係る対応について、分科会長とご相談をした上で検討するよというこになったわけでございます。私どもとしても、分科会長とご相談をいたしました結果、当分科会におきましては年度計画について、機構からの届け出を受理した後、直ちに分科会の委員各位にご送付をいたすと。ご意見については、前年度実績評価の場でお伺いをして、機構の当年度の業務運営に反映をさせていただくことにさせていただきました。

先生方には、4月5日付で18年度年度計画と17年度計画の対比表をご送付させていただいております。今回、この場で18年度年度計画について、ご意見等がございますればお伺いさせていただきたいと存じております。

以上でございます。

【小林分科会長】 18年度年度計画、今、動いているものですかね。それについて、あらかじめ情報をいただいておりますので、特にご意見があれば、いただきたいというところでございます。

17年度から大きく変わった部分は、あまりないように拝見しているのですが、事務局で、その中で特にここは大きく変わったんだというところを、再度お話しいただくとどこでしょうかね。

【河村経営企画部長】 数的に大きく変わったところは、ニュータウンの処分面積が、計画値としてはほぼ横ばいで、17年度も500ヘクタール、18年度も500ヘクタールの処分をするとなっておりますが、17年度、実績が非常に高かったので、若干小さいんじゃないかという印象をお持ちになるかもしれませんが、計画値としては横ばいでございます。したがって、変わったところではございませんけれども、若干、コメントをさせていただきたいというところでございます。

そのほかも、計画値の数値的には、ほぼ、17年度の計画値と、それほど変わったところはございません。

それから、財務のところも、縷々ご説明しておりますけれども、17年度、繰上償還を終了しておりますので、その部分は、計画としては大きく変わっておるところでございます。

【小林分科会長】 黒田委員から、減損会計の指摘があったんですけども、その点は。

【河村経営企画部長】 減損は、本年度末の決算のときに適用することになっておりまして、今、住宅局のほうと、独法の会計基準とは違う基本的には民間準拠の減損処理をすべきだということで、少し省令改正も含めて、都市再生機構の減損会計に関する会計基準を

議論させていただいております、なるべく早くそこを固めて、今年度末の決算まとめのときに反映をさせていきたいと考えております。

【小林分科会長】 そうすると、ここにはまだそれは出てきていないということですね。

【河村経営企画部長】 はい、今まさに住宅局のほうと詰めさせていただいておりますので、計画としては、全くそこは触れておりませんが、ご指摘のような処理をすべく、今、議論をしておりますのでございます。

【小林分科会長】 はい、わかりました。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

もしよろしければ、3番目の議論については資料をいただいておりますし、大きく変わったところ、あるいはこれからおそらく変わるだろうというところ、これは、結果的には、来年の評価のときには、その議題は出てくると考えてよろしいんですね。

【河村経営企画部長】 はい、そうです。

【小林分科会長】 そのときには出てくるということです。その点、ご認識いただきたいと思えます。

本日の議題は以上でございます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事を事務局にお戻しさせていただきます。

【石坂企画専門官】 ありがとうございます。

本日は、長時間のご審議、誠にありがとうございます。本日の資料、大変多くなってございます。よろしければ、前回同様、私どものほうから委員の皆様方あてに郵送させていただきますので、この場に置いてお帰りいただきましたら、後日、郵送させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本日、非公開とさせていただいております資料1-1、1-2、1-3、2-2は委員限りということで、資料番号の上にご書いてございますが、取り扱い注意となっておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

また、今後の予定でございますけれども、今年度の分科会につきましては、現在のところ開催予定はございません。そういうことでよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第10回独立行政法人評価委員会都市再生機構分科会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【小林分科会長】 どうもありがとうございました。

閉会